

ホームページ

職員の懲戒処分について（令和3年10月29日付）

10月29日付けで、本市職員を次のとおり懲戒処分としましたのでお知らせいたします。

【事案】

事案の概要 昨年度、一般財団法人から寄附金を受領したが、その団体ではなく、代表である個人を紺綬褒章の候補者として推薦することを検討する中で、あらためて原本とは異なる個人あての領収書の作成を指示したものを。

被処分者 観光にぎわい部長 併 農業委員会事務局長 58歳

処分内容 減給6月（10分の1）

今後、本市職員がこのような非違行為を起こさないよう服務規律の確保を徹底し、市民の皆さまの信頼回復に努めてまいります。